

## ✚ 貨物概要

紡織用繊維で補強したゴム管

材質：流体の接する内側の層は合成ゴム（エチレンプロピレンゴム）、外側は天然ゴム、補強材はナイロン製繊維

性状：ゴムの層の間を紡織用繊維の糸で網状に補強したゴム製の管

用途：ポンプ用のホース

サイズ：（外径）32mm、（内径）10mm、（長さ）510mm

その他：合成ゴムは関税率表第 40 類注 4 の規定を充足するもの

## ✚ 分類

関税率表第 4009.31 号（統計番号 4009.31-200）の紡織用繊維で補強したゴム管

## ✚ 分類理由

本品は、紡織用繊維で補強した天然及び合成ゴムの管であり、継手付きでないゴム製の管として、上記のとおり分類されます。

なお、本品は、ポンプ用のホースですが、関税率表第 40.09 項に規定されている物品で、第 7 部に特掲されるものであり、同表解説第 16 部総説（I）部の概説（A）にもあるとおり、同表第 16 部には含まれないものです。

※ 関税率表解説第 16 部総説（I）部の概説（A）：この部には、この部、84 類又は 85 類の注の規定で除外されるもの及び他の部に特掲されているものを除くほか、すべての機械類及び電気機器並びにこれらの部分品を含むとともに、機械式又は電気式でない機器（例えば、ボイラー、ボイラー附属装置、ろ過用機器等）及びこれらの部分品も含まれる。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）